

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号（第16条第1項関係）

労働保険番号	14111023865000000000
法人番号	2011001107079

事業の種類		事業の名称			事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間		
人材派遣業		株式会社プラス・ワン			(〒253 ー0001) 神奈川県相模原市中央区相模原 2-3-16 山崎ビルA棟 401号室 (電話番号：042ー758 ー4229)				令和7年1月1日から 1年間		
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数		1 日		1 箇月 (①については360時間まで、②については320時間まで)	
						法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)
		売上集計、給与支払い	事務	3人	8時間	8時間	8時間	45時間	45時間	360時間	360時間
		臨時の案件受注、納期変更	営業、事務	5人	8時間	8時間	8時間	45時間	45時間	360時間	360時間
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	臨時の案件受注、納期変更	製造	89人	8時間	8時間	8時間	45時間	45時間	360時間	360時間
		臨時の案件受注、納期変更	ピッキング、検品、梱包	113人	8時間	8時間	8時間	45時間	45時間	360時間	360時間
		クレーム対応、納期変更	接客	1人	4～10時間	8時間	8時間	42時間	42時間	320時間	320時間
		臨時の案件受注	事務	4人	4～10時間	8時間	8時間	42時間	42時間	320時間	320時間
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻			
	臨時の案件受注、クレーム対応、納期変更	事務、営業	8名	土日		1カ月に1回		9：00～18：00 など			
	売上集計、給与支払い	製造、ピッキング、検品、 梱包	202名			1カ月に1回		9：00～18：00 など			
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒											
(チェックボックスに要チェック)											



時間外労働に関する協定届（特別条項）
休日労働

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超過して労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)				1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限り。)		
									起算日 (年月日)	令和7年1月1日	
			延長することができる時間数	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超過して労働させること ができる回数 (6回以内に限り。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	法定労働時間を超過する時間数と休日 労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を超過した労働に係る 割増賃金率	延長することができる時間数	法定労働時間を 超える時間数
臨時の案件受注	製造、ピッキング、検品、梱包	202名	8時間	8時間	6回	99時間	99時間	25%	720時間	720時間	25%
クレーム対応	営業、事務	8名	8時間	8時間	6回	99時間	99時間	25%	720時間	720時間	25%
納期変更	製造、ピッキング、検品、梱包	202名	8時間	8時間	6回	99時間	99時間	25%	720時間	720時間	25%
売上集計	営業、事務	8名	8時間	8時間	6回	99時間	99時間	25%	720時間	720時間	25%
給与支払い	営業、事務	8名	8時間	8時間	6回	99時間	99時間	25%	720時間	720時間	25%
限度時間を超過して労働させる場合における手続	労働者代表に対する申し入れ										
限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ①	(具体的内容) 対象労働者への産業医による面談指導の実施									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 令和6年12月10日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 船員
氏名 鈴木 浩太

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 立候補 信任投票

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

令和6年12月10日

使用者 職名
氏名

株式会社 プラス・ワン
代表取締役 鈴木 弘隆

相模原 労働基準監督署長殿